

「インフラシステム海外展開戦略 2025 に代わる、2030 年を見据えた新戦略に向けた提言」の公表

政府は、新興国企業の成長によるプレーヤーの変化、グローバルサウスと呼ばれる新興国や開発途上国の経済成長に伴うパワーバランスの変化、経済安全保障の重要性の拡大、複雑化する社会課題の解決に向けた運営・維持管理(O&M)等サービスへのニーズの拡大等を踏まえ、2024 年内に、「インフラシステム海外展開戦略 2025」(2020 年 12 月、経協インフラ戦略会議(議長: 内閣官房長官)決定)に代わる、2030 年を見据えた新戦略(「新戦略」)を策定しようとしている。

このため日本貿易会経済協力委員会は、幅広い地域・領域で活動している商社の視点から、官民が連携し、日本および商社の強みを活かして、グローバルサウス諸国との共創、人材交流および人材育成を推進することにより、相手国の社会課題解決と日本の経済成長につながる新たなビジネスを創出するための日本政府および民間企業、商社のあり方についての提言をとりまとめ、10 月 31 日に公表した。

【インフラシステム海外展開戦略 2025 に代わる、2030 年を見据えた新戦略に向けた提言の要点】

2024 年 10 月 31 日

インフラシステム海外展開戦略 2025 に代わる、2030 年を見据えた新戦略に向けた提言

一般社団法人日本貿易会

政府は、新興国企業の成長によるプレーヤーの変化、グローバルサウスと呼ばれる新興国や開発途上国の経済成長に伴うパワーバランスの変化、経済安全保障の重要性の拡大、複雑化する社会課題の解決に向けた運営・維持管理(O&M)等サービスへのニーズの拡大等を踏まえ、2020 年 12 月に決定した「インフラシステム海外展開戦略 2025」に代わる、2030 年を見据えた新戦略(「新戦略」)を策定しようとしている。

日本貿易会経済協力委員会は、幅広い地域・領域で活動している商社の視点から、官民が連携し、日本および商社の強みを活かして、グローバルサウス諸国との共創、人材交流および人材育成を推進することにより、相手国の社会課題解決と日本の経済成長につながる新たなビジネスを創出するため以下のとおり提言する。

1. 相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化

官民が連携し、成長著しいグローバルサウス諸国の活力、市場を取り込み、日本の経済成長につなげていくことは不可欠である。相手国の課題解決のため、企業が計画段階から参画し、民間資金の動員を促す公的資金も活用しながら実行し、定期的な官民フォーラムの開催により事業の成果や課題を共有し、課題を解決する仕組みを構築することは、日本企業の国際競争力の強化にもつながる。

(1) 事業環境整備

グローバルサウス諸国においては、政情不安等の地政学リスクやカントリーリスク、法制度や社会資本の未整備、未成熟なビジネス慣習等、事業環境が不十分な国が多い。官民が一体となって相手国の法制度や社会資本の整備を行うことは、ひいては日本企業が活躍できる基盤整備にも資するものである。

その上で、税制優遇策の整備や政策変更リスクが発現した際の相手国政府との交渉に対する日本政府の支援は不可欠である。また、それが最終的に民間資金の動員につながるよう、公的資金支援の設計・実行を効果的に行う必要がある。政府系金融機関には、事業が安定的に稼

働した後に事業譲渡できるよう、事業期間を通じて本邦企業が参画を継続することについての柔軟な対応や株式譲渡制限の緩和、マーケットリスクの高い事業に対する融資引受、途上国州政府向けサブ・ソブリン円借款の引受促進、複数政府による補助金の併用条件の緩和をお願いしたい。調達通貨と現地通貨の為替リスクを低減する仕組みの検討も求められる。

今後は、アフリカ諸国等後発開発途上国に対する投資がより一層重要となる。債務や為替の問題等により財政が悪化する国も多いが、日本の国益上、重要な国については、官民が連携し、公的資金によるファーストロス資金や、民間投資を推進するソブリンフック等も活用し戦略的に投資していくことが必要である。また、相手国における、自由な資金移動の担保や外国企業に対する公正・公平な待遇等の事業環境の整備も求められる。

(2) グローバルサウス諸国との共創

グローバルサウス諸国との共創にあたっては、外貨獲得や雇用促進、技術力向上等の現地の課題にも配慮し、相手国の目線に立った対話が重要である。「開発協力大綱」(2023年6月)にも明記されたオファー型協力は、共創を掲げ、相手国との対話と協働を通じて国ごとの支援策により共に解決策を創り出していく日本らしい取り組みであり、官民が連携し、従来の政府開発援助(ODA)の枠組みに留まらない社会課題解決型の開発支援の仕組み作りを進めていかなければならない。また、相手国やプロジェクトのニーズに応じて、グローバルサウス未来志向型共創等事業や国際協力銀行(JBIC)のファイナンスなど ODA 以外の公的資金も活用していく必要がある。

グローバルサウス諸国においてオファー型協力を進めていく上でも、日本企業のみで事業を検討することは難しく、事業の組成・推進にあたり、日本政府のみならず、相手国の政府や企業、グローバルパートナーおよび国際開発金融機関との連携がより一層、重要となる。日本政府には、このような多様な連携を可能とする事業環境の整備や資金支援が望まれる。グリーンやデジタル等の新領域や、空港、港湾の運営など、日本企業のみで事業を検討することの難しい事業分野においてグローバルパートナーと連携し、事業に取り組む場合、パートナーから日本政府のソブリンフックの役割を期待されることがある。政府には日本企業による事業創出の観点から戦略的支援をお願いしたい。また、世界銀行やアジア開発銀行はもとより、イスラム開発銀行やアジアインフラ投資銀行(AIIB)と、国際協力機構(JICA)や JBIC、日本貿易保険(NEXI)とが連携を強化し、融資のみならず実証実験への支援や共同セミナーの開催にも取り組んでいただきたい。

グローバルサウス未来志向型共創等事業は、対象国や事業類型も幅広い。また、事業実施可能性調査(FS)事業から実証事業までをカバーする、グローバルサウス諸国と日本の双方の国益となる事業である。このような政府支援策を戦略的に活用できるよう、一元的に相談できる体制を構築するとともに、ユーザーの意見を踏まえ、柔軟かつ、より分かりやすいシンプルな制度とすることが望まれる。

また、重点国における PPP(Public Private Partnership)等の案件形成にあたっては、首相の相手国への訪問や、相手国の大臣の来日の際の民間企業との意見交換、MOU(基本合意)式典、官民フォーラム等をより一層活用し、官民が一体となって取り組んでいかなければならない。

他方、老朽化した社会資本の更新、災害や戦争等により破壊された社会資本の復旧においては、ビルド・バック・ベター(Build Back Better)の考え方が求められることから、官民が一体となってこのようなニーズを取り込んでいくことも重要である。AI やドローン等の新たな技術を活用した検知・計測、シミュレーションの導入による O&M の最適化や環境負荷の低減、周辺国・地域との連結性の強化を意識した社会資本整備や、PPP、PFI(Private Finance Initiative)等の官民の適正なリスク分担の仕組みの導入等により、社会資本の持続可能性も向上する。

(3) 官民連携

グローバルサウス諸国との共創を進める上では、①案件の上流段階での商社など企業の政

府への案件の相談→②官民連携による相手国政府や企業との折衝→③案件への日本政府の具体的な支援(含む補助金、公的資金)→④案件成立後または案件失注後の企業から政府へのフィードバックという PDCA サイクルを着実に実践していくことが重要である。そのためには、気軽に相談できる国ごとおよび分野ごとの政府の相談窓口があるとよい。そのような相談窓口には、一種のコンサルティング機能が求められる。

2. 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保

(1) サプライチェーン強靱化

地政学リスクの高まりの中で、これまで構築してきたグローバルサウス諸国ならびに同志国の政府および現地企業との信頼関係を基礎として、経済関係を強化し、官民が連携してサプライチェーンの強靱化および再構築を推進していくことは、経済安全保障の強化にもつながる。併せて、優れた技術や市場支配力を持つ外国の企業と共同で日本市場を開拓することは、経済安全保障のみならず、地方創生の観点からも国益に資するものである。また、強靱で信頼性の高いサプライチェーンの構築にあたって、サプライチェーンの一元的管理、リスク管理や透明性の向上に資するデジタル化は喫緊の課題である。

他方、民間企業は、サプライチェーンの構築にあたって、経済合理性、技術的合理性のみでなく、特定国のサプライヤーを避けるなど経済安全保障上の観点も踏まえた経営判断を迫られている。また、経済安全保障の高まりにより重要鉱物の確保が困難となっていることから、EV(電気自動車)をはじめとするカーボンニュートラルの進捗の遅れが懸念される。このような経済安全保障に起因する影響を考慮いただきたい。また、ロシアのウクライナ侵攻によるサプライチェーンの混乱やインフレ、円安により資機材の調達費や人件費、運送費、保険費用等が高騰しており、円借款履行中案件でのコスト増が生じていることから、適切な対応をお願いしたい。

(2) 日本の強みと国益

米中の対立、貿易摩擦が継続する中で、2023年12月の日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議でも提唱された、平和と安定のためのパートナー、未来の経済・社会を共創するパートナーとしてのASEANとの幅広い領域での協力の強化は、グローバルサウス諸国の立場を尊重するアプローチとしても重要である。グローバルサウス諸国が特定の国に政治・経済的に過度に依存することでリスクを負うことのないようバランスを取る上でも日本の役割は重要である。このような日本らしい取り組みを広げ、また、ハードのプラント建設のみでなく、現地の社会課題解決に資するトレーニング等の人材育成やデジタル化、O&M等のソフトとハードのプラントとのパッケージによる社会資本整備等を、官民が一体となって相手国と共に進めていくことが重要である。JICAのトランズアクションアドバイザー(相手国政府機関における民間連携事業者の選定のための調達手続き支援業務)も活用し、相手国に適合しやすい技術や方法で経済性の高い案件を形成し、共に社会課題解決を進めることにより、日本と他国との差別化を図り、国際社会で発信していくことも重要である。

商社には、トレードや事業投資を通じて積み上げた事業開発力や提案力、運営力、交渉力や、グローバルなビジネスネットワークがあり、国際機関、相手国のパートナーやグローバルパートナー、技術力等を最適に組み合わせることで組成したチームをリードしていく力がある。このような案件組成力を活かし、インフラ関連機器の輸出やファイナンスという従来型のビジネスモデルに加え、事業の上流から下流に至るバリューチェーンに、事業主の立場からパートナーと共に経営にも主体的に取り組んでいる。官民が連携し、相手国の現地調査やマスタープラン作成にも取り組み、このような事業の上流から、設計・調達・建設(EPC)、経営への参画、O&Mという下流に至るトータルパッケージで取り組むことで、日本の強みを発揮していくことができる。政治的・経済的安定性という日本の強みによりグローバルサウス諸国ならびに同志国との間で長年に亘って築き上げて

きた信頼関係をさらに強化し、日本企業が事業展開をしやすい環境が整備されていくことが求められる。

また、日本の高度な技術に限らず、相手国のニーズを捉えた、外食産業、飲料販売、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、衣料品等の日本のソフトのノウハウが集約されたコンシューマービジネスをグローバルサウス諸国ならびに同志国に展開することは、日本のプレゼンスの向上にも資するものである。

さらには、人口爆発と経済発展を通じてグローバルサウス諸国が直面する食料・原料・エネルギーに係る課題解決に資する取り組みを、エネルギー産出国である中東諸国と共に推進し、一層の関係強化を図ることは、ひいては日本のエネルギー安全保障にも資するものである。商社はこのような第三国における事業展開を得意としている。日本が強みを持つ、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーの領域における技術や経験を活かして、グローバルサウス諸国の課題解決に向けて、官民が連携し第三国との連携強化を図ることも重要である。

3. グリーン・デジタル等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応

(1) 新領域への取り組み

日本の国際競争力、稼ぐ力の強化を図るためには、官民が一体となって、グリーンやデジタルの分野における新たな領域に挑戦していくことが不可欠である。具体的にはデジタル領域の国際的なルールや、資源・素材のリサイクル活用のための回収や廃棄物の取り扱い、輸出入における国際的ルールの確立に向けた議論をリードしていくことが挙げられる。

新たな領域の事業形成にあたっては、現地の法制度が障害となる場合が多い。アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)構想や東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)、ODAによる専門家派遣の経験も踏まえ、官民が連携してグローバルサウス諸国の法制度整備を支援していくことが求められる。その際、先行して事業モデルが導入されている国の事例やデータの開示、新規展開国における導入時の試算等が求められることがあるが、このような国単位での費用便益分析にあたって日本政府の支援をお願いしたい。

また、日本が新領域に挑戦し、世界をリードしていくためには、日本を含む世界の最適な技術、最適なパートナーを組み合わせ、経済性の高い優良な案件を形成していかなければならないが、新技術の開発や導入には膨大なコストが掛かることから、経済性を担保する支援策が求められる。概念実証(PoC)の実施や、実証段階の取り組みの事業化には、経済産業省のグローバルサウス未来志向型共創等事業等の補助金とJICAやJBIC等のファイナンスとの連携も重要であり、そうした支援が民間資金の本格的な動員につながることを期待する。

今後は、サプライヤーから利用者にモノやサービスを提供するビジネスモデルのみでなく、デジタル技術を活用しサプライヤーと利用者をつなぐ場を提供するプラットフォーム型事業によって、相手国の社会課題を解決していくことも重要である。プラットフォーム型事業の相互連携による事業の多様化、組織や事業領域を超えた連携を進めることで互いの強みを組み合わせることも可能となることから、官民が連携して仕組みづくりを進めることが期待される。

(2) グリーントランスフォーメーション

日本を含む先進国においても、生成 AI(人工知能)の普及等に伴い電力需要が伸びていることから、電力の安定供給、電源の分散化についての検討は喫緊の課題である。このような中で、カーボンニュートラルに向けて、グローバルサウス諸国においても、電力の脱炭素化に力を入れる国も多いが、石炭等資源の地産地消を望む国や、安定的に電源を供給するため火力発電の継続を望む国、また小規模分散型電源を望む国も少なからず存在する。

我が国は、アジアの経済成長、エネルギー安全保障、脱炭素を同時に達成するための国際間の官民プラットフォームとして AZEC を立ち上げた。日本企業が強みを持つ脱炭素技術とアジア

の成長の好循環を目指している。AZEC は、相手国と共にエネルギー・トランジションのロードマップを作成し、必要な法制度や支援制度の整備、最適な技術の導入、必要物資のサプライチェーン構築を支援する、相手国の事情に即した日本らしい取り組みである。

AZEC 構想に基づき官民が連携してアジア・大洋州で具体的な案件を形成していくとともに、南アジア、中央アジア、アフリカ等の地域にもこのような枠組みを広め、具体的な取り組みを進めていくことが、カーボンニュートラルに向けてさまざまな思いを持つグローバルサウス諸国の信頼を勝ち得ることにつながり、さらには日本の技術やノウハウの海外展開の推進力となる。

例えば、需要地と供給地を結ぶ送配電網の整備は、再生可能エネルギーや CCS(CO₂ の回収・貯留)／CCUS(CO₂ の回収・利用・貯留)のサプライチェーンの構築に欠かせない。新たな産業や雇用の創出を通じて日本と相手国および周辺地域の成長にも資するものである。企業が大規模な再生可能エネルギー発電事業に取り組み、日本の公的資金で送電システムの整備や運用事業者への技術支援を行うなど官民が連携して推進していくことが期待される。

また、グローバルサウス諸国ならびに同志国など日本の周辺国における水素、アンモニア、バイオ燃料、SAF(持続可能な航空燃料)など脱炭素燃料の製造や、CCS／CCUS のサプライチェーンの構築は、日本のグリーントランスフォーメーション(GX)の推進においても重要となることから、戦略的に推進していくことが求められる。

他方、新エネルギーの供給拡大促進にあたっては、市場の形成、需要創出も重要である。脱炭素化のため再生可能エネルギーや水素等を利用することにより原材料価格が上昇する場合もあり、グリーンプレミアム付き商品市場の創出等も期待される。

GX 推進にあたり、以下の制度を日本と相手国政府の間で整備していくことを提言する。

- ・ 太陽光発電等：相手国における再生可能エネルギー電源を需要家に直接売買できる法制度の整備、オフサイト(需要家の敷地外)でのコーポレート PPA(Power Purchase Agreement)および逆潮流制度の導入への支援。
- ・ 洋上風力発電：商社等の発電事業者や造船業者が、浮体構造物の設置やサプライチェーン構築を行うための相手国の法制度整備、補助金等支援制度拡充や人材育成への支援(ベトナムやフィリピンなど東南アジア各国においては黎明期であるため、事業に係る法制度が未成熟な国が多い。また、インフレや原材料価格の上昇に伴う鋼材価格上昇、およびこれらによる外資系洋上風力発電事業者の撤退や戦略見直し等により事業が頓挫している)。
- ・ グリーン水素・ブルー水素：海外での競争力のある案件の推進への支援(および、それによる業界横断的なグリーン化の推進)。
- ・ CCS／CCUS：日本と相手国に跨る海事クラスターの構築、CO₂ 輸送船や関連する社会資本の仕様の検討ならびに調達における相手国との協議への支援。
- ・ LNG：新規 LNG 事業戦略の検討(低炭素エネルギーとして温室効果ガス排出が比較的少ない LNG 火力発電所の役割の見直し)。
- ・ 二国間クレジット制度(JCM)：温室効果ガス排出量が多く、かつ日本企業にとって関心の高いインドやブラジル等との早期の締結。クレジット分配率の見直し(相手国政府および民間企業の比率拡大)、相手国政府に対する交渉への支援。
- ・ 排出権取引：海外の排出権取扱業者への出資参画に対する支援。排出権販売国(日本を含む)における規定変更リスクに対する保険の付保。
- ・ 政府系機関の制度：JICA、JBIC、NEXI 等における環境関連案件への優遇融資条件の拡大。JBIC の地球環境保全業務(GREEN)のリサイクル事業への適用拡大、デューデリジェンスの効率化(主要項目のテンプレート化等)。エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の地熱発電事業の政府系電力会社等への売電に対する融資・出資条件の緩和。

(3) 人材交流・育成

日本が、地球規模課題を解決するとともに、グリーン、デジタル等の新たな領域の形成をリードし、日本、相手国、世界の成長につなげていくためには、当該事業領域の市場や技術、相手国の事情に通じた人材が必要である。また、事業の上流から下流に至るトータルパッケージでの取り組みや、ハードの社会資本整備にソフト面の付加価値の提供を強化していくためには、事業全体を俯瞰できる人材が必要であり、日本人が経験、ノウハウを蓄積するとともに、グローバルサウス諸国ならびに同志国との人材交流による高度外国人材の活用と現地人材の育成が求められる。

日本の年功序列制度や新卒一括採用等の仕組みは高度外国人材の採用や長期の定着化における障害となりやすい。また、国際的な水準に見合った賃金水準やキャリアパスを提供することは容易ではないが、グローバルサウス諸国ならびに同志国から日本がパートナーとして選ばれ、これらの国々の人々が日本を働き場所として選び、日本で活躍できるよう、官民が連携して、外国人材を持続的に取り込む仕組みづくりを行うことは喫緊の課題である。在留資格の手続きの簡素化も求められる。

また、高度人材の供給余力が豊富で、日本が選ばれることを期待するグローバルサウス諸国に、日本語や日本文化教育、日本の技術の普及を図る「日本語センター」等を設立し、同センターへ優秀な日本教師を派遣し、相手国の大学等教育機関と連携することも求められる。

現地人材の育成にあたって、中長期的な現地人材育成の体系が十分に整備されていない場合が多い。グローバルで優秀な人材の定着のためには自律的なキャリア形成の仕組みと多様な能力開発の機会を提供することが求められる。相手国の民間の人材を育成するのみでなく、行政官の能力向上の拡充を図ることも必要であり、政府にはODA(円借款を含む)を活用したヒトへのさらなる投資を推進いただきたい。相手国のオーナーシップを高めるためにも、より一層、積極的に推進することが望まれる。また、カーボンニュートラルをはじめとする新たな領域においては未だ法制度や具体的施策が整備されていない国も多い。このような国に日本のGX推進法(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律)や関連施策を踏まえたノウハウを移転することで、日本の進めるエネルギー・トランジションへの理解も深まる。

外国人技能実習制度により日本で培われた技術、知識は、相手国の人材の底上げを図るものである。しかしながら、非熟練労働者の受け入れにあたっては、日本への渡航や就労、生活に関する適切な情報が理解されないまま来日したり、ブローカーに高額な手数料が支払われたりする場合がある。育成就労制度(2024年6月公布)により、現地労働当局とも連携し、適正な管理体制の下、雇用のミスマッチや高額な手数料の支払いを防ぐ新たな外国人材受け入れの仕組みを構築するとともに、キャリアパスを明確化し、国際的にも理解が得られ、日本が選ばれる制度としていくことが求められる。

併せて、現地の事業の遂行、運営を支えるコントラクター、コンサルタント等の本邦人材の高齢化も踏まえ、若手本邦人材の育成も急務である。また、海外での事業の受注が得意な外国企業には、複数の政府等公的機関と民間企業とでキャリアを磨き、ロビイングとアドボカシーを組み合わせることで事業の提供する価値やコンセプトを巧みに説明しうる中堅人材が豊富である。日本にもこのような人材の輩出を促すインセンティブが求められる。

4. 新戦略の名称

「インフラシステム海外展開戦略」は、日本の技術等を海外に展開するという一方的な印象を与える。日本の技術や経験、ノウハウを活用し、相手国の社会課題の解決策を共に創り出し、日本も共に成長していくという、上記のような取り組みの趣旨が的確に伝わるよう、例えば、「グローバル共創戦略」「官民連携海外共創戦略 2030」等といった名称とすることを検討いただきたい。

以上

インフラシステム海外展開戦略2025に代わる、 2030年を見据えた新戦略に向けた提言の要点

2024年10月31日

一般社団法人日本貿易会

経済協力委員会

委員長： 三井物産(株)

委員： 伊藤忠商事(株)、兼松(株)、住友商事(株)、双日(株)、蝶理(株)、豊田通商(株)、
長瀬産業(株)、野村貿易(株)、阪和興業(株)、丸紅(株)、三菱商事(株)(社名五十音順)

I. 提言とりまとめの背景

経協インフラ戦略会議(議長:内閣官房長官)

「インフラシステム輸出戦略」(2013年5月決定)

新型コロナウイルス感染防止と経済、環境を両立させる新たなニーズへの対応



インフラ海外展開に関する新戦略策定に向けた懇談会
会合(2020年2~12月)に日本貿易会会長が委員として参加し発言

「インフラシステム海外展開戦略2025」(2020年12月決定)



インフラシステム海外展開戦略2025の推進に関する懇談会
会合(2021年5月~2023年5月)に日本貿易会会長が委員として参加し発言

インフラ市場の構造的変化を踏まえた日本企業の存在感向上への対応

「2030年を見据えた新戦略(仮称)」(2024年内決定予定)

「2030年を見据えた新戦略骨子」(2024年6月 経協インフラ戦略会議決定)

2040年頃も視野に入れ、2030年のあるべき姿を実現していくための新戦略を2024年内に策定する。

1. インフラ市場の構造的変化

- ・ 顧客ニーズ: 複雑化する社会課題の面的解決・仕組みの構築
ビジネスモデル: ハード・インフラのみでなく運営・維持・管理等ソフト面でのサービス提供
- ・ プレーヤー: 新興国企業の成長による国際競争激化
- ・ パワーバランス: 先進国の相対的縮小、経済安全保障上重要な国との連携

2. 2030年のあるべき姿

- ・ 我が国の稼ぐ力を高め、相手国のニーズに応え新領域の事業を共に創り繁栄
- ・ グローバルサウス諸国・同志国と連携し、サプライチェーン強靱化、経済安全保障・国益確保
- ・ グリーン・デジタル等の社会変革に機動的に対応し日本・世界の持続可能な成長を実現

3. 新戦略の柱

- (1) 相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化
- (2) 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益確保
- (3) グリーン・デジタル等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応

Ⅱ. 提言のポイント

官民が連携し

日本・商社の強みを活かし

グローバルサウス諸国との共創 & 人材交流・育成を推進



相手国の社会課題解決 & 日本の経済成長
につながる、新たなビジネス創出

- * 新戦略の名称:「グローバル共創戦略」「官民連携海外共創戦略2030」
- * 民からの一方的な「要望」ではなく、官民連携で取り組んでいくための「提言」をとりまとめたもの

1. 相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化

(1) 事業環境整備

- ・ 民間資金動員につながる公的資金支援の設計・実行が重要

(2) グローバルサウス諸国との共創

- ・ 官民連携により、従来のODAの枠組みに留まらない社会課題解決型の開発支援の仕組み作りを推進
- ・ 事業の組成・推進における、相手国の政府や企業、グローバルパートナー、国際開発金融機関との連携を可能とする事業環境の整備や資金支援を期待

(3) 官民連携

- ・ 案件の相談→相手国との折衝→政府支援やフィードバックというPDCAの着実な実践と、そのための国・分野ごとの政府相談窓口の設置を期待

2. 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保

(1) サプライチェーン強靱化

- 官民連携によるサプライチェーン強靱化・再構築の推進、優れた技術や市場支配力を持つ外国企業との日本市場開拓は、経済安全保障強化にも貢献

(2) 日本の強みと国益

- 現地の社会課題解決に資する人材育成、デジタル化、O&M等のソフトとハードのプラントとのパッケージによる社会資本整備を官民一体で相手国と共に推進
- 相手国に適合しやすい技術・方法で経済性の高い案件を形成し、共に社会課題解決を進め、他国と差別化
- 商社は事業開発力や提案力、運営力、交渉力や、グローバルなビジネスネットワーク、国際機関、相手国のパートナーやグローバルパートナー、技術力等を最適に組み合わせて組成したチームをリードしていく力を活かし、事業の上流から下流に至るバリューチェーンを構築
- 官民連携で、相手国の現地調査・マスタープラン作成等、事業の上流から、EPC、経営への参画、O&Mという下流に至るトータルパッケージで取り組み日本の強みを発揮

3. グリーン・デジタル等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応

(1) 新領域への取り組み

- ・ 日本を含む世界の最適な技術、最適なパートナーを組み合わせ、経済性の高い優良な案件を形成していくため、新技術の開発・導入の膨大なコスト、経済性を担保する支援策を期待

(2) グリーントランスフォーメーション

- ・ 相手国と共にエネルギー・トランジションのロードマップを作成し、必要な法制度や支援制度の整備、最適な技術の導入、必要物資のサプライチェーン構築を支援する、相手国の事情に即した日本らしい取り組みに基づく具体的案件形成が不可欠

(3) 人材交流・育成

- グリーン、デジタル等の新領域の市場・技術や相手国の事情に通じた人材、事業の上流から下流に至るトータルパッケージでの取り組みや、ハードとソフトとのパッケージでの提供を強化していくため、事業全体を俯瞰できる人材が必要であり、グローバルサウス諸国・同志国との人材交流による高度外国人材の活用、現地人材育成が不可欠
- グローバルサウス諸国・同志国から日本がパートナーとして選ばれ、これらの国の人々が日本を働き場所として選び、日本で活躍できるよう、官民が連携して、外国人材を持続的に取り込む仕組みづくりが肝要
- 相手国の民間人材の育成、行政官の能力向上の拡充のためODAを活用したヒトへのさらなる投資を期待
- 現地の事業の遂行、運営を支えるコントラクター、コンサルタント等の本邦人材の高齢化も踏まえ、若手本邦人材の育成が急務